

■ □前橋市へ 転入 された方へ □ ■

《令和6年12月現在》



ようこそ前橋市へ！ ぼくの名前は、ころとん。
『TONTONのまち まえばし』の公式キャラクターだころ。

以下の手続きの際には、窓口で本人確認をさせていただきます。

- ※ 必ず**本人確認書類**（運転免許証、パスポート、在留カード、マイナンバーカード等の顔写真付きのもの。健康保険証など顔写真付きでないものは、複数点での確認となります。例：国民健康保険証と年金手帳など）をご持参ください。
- ※ この表は、転入に伴う手続きのすべてを網羅している訳ではありませんので、ご了承ください。

手続きの内容

受付窓口

【4支所】…大胡・宮城・粕川・富士見 【5支所】…4支所+城南 【5SC(サービスセンター)】…上川淵・桂萱・東・元総社・南橋

印鑑登録・マイナンバーカード・在留カード・年金

<p><input type="checkbox"/> 印鑑登録について</p> <p>必要があれば、登録申請者ご本人が来庁し登録手続きをしてください。 《必要なもの》</p> <p>①官公署発行の顔写真つき本人確認書類（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等） ②登録印</p> <p>※ご本人が窓口に来庁できない場合や、顔写真つき本人確認書類をお持ちでない場合は、登録の方法が異なります。詳しくはお問い合わせください。</p>	<p>1階6番 市民課 《直通》027-898-6122 【4支所】 ※城南支所・市民サービスセンター・前橋プラザ元気21証明サービスコーナーは、印鑑登録されるご本人が顔写真付きの本人確認書類（左記の①）を持参した場合のみ受付可能。</p>
<p><input type="checkbox"/> マイナンバーカード・住民基本台帳カードをお持ちの方</p> <p>前住所から引き続き前橋市でカードが利用できるよう継続利用処理をします。ただし以下の条件を全て満たしていることが必要です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 転出地に届け出た転出予定日から30日を経過していないこと 2. 前橋市に転入届を提出した日が、転入した日から14日を経過していないこと 3. 前橋市に転入届を提出した日から90日を経過していないこと <p>《必要なもの》 マイナンバーカード または 住民基本台帳カード ※期限を過ぎると、マイナンバーカード・住民基本台帳カードが失効してしまい、継続利用ができなくなります。また、手続きの際に暗証番号の入力が必要です。</p>	<p>1階4番 市民課 《直通》027-898-6101 【5支所】【5SC】</p>
<p><input type="checkbox"/> 署名用電子証明書(e-Tax等の電子申請に使用するもの)をご利用の方</p> <p>住所変更により失効しますので、必要な方は新規発行の手続きをしてください。なお、手続きの際に暗証番号の入力が必要です。《必要なもの》 マイナンバーカード</p> <p>※マイナンバーカードに発行されている利用者証明用電子証明書（コンビニ交付等で使用するもの）は住所変更があっても失効しません。コンビニ交付サービスは継続利用処理をした翌日から利用が可能となります。 ※代理人の場合、即日での手続きは出来ません。事前にお問い合わせください。</p>	<p>1階4番 市民課 《直通》027-898-6101 【4支所】 ※城南支所、5SCはご本人のみ手続き可能</p>
<p><input type="checkbox"/> マイナンバーカードの交付申請をされる方</p> <p>新しい申請書を交付しますので、必要な方は窓口でお申し出ください。 ※住所変更前に所持していた申請書はご利用いただけませんのでご注意ください。</p>	<p>1階4番 市民課 《直通》027-898-6101 【4支所】</p>
<p><input type="checkbox"/> 在留カード・特別永住者証明書（みなし証明書）をお持ちの方</p> <p>カードの裏面に新住所等を記載します。 新住所地に転入した日から14日以内に、カードを持参して手続きをしてください。</p>	<p>1階5番 市民課 《直通》027-898-6106 【5支所】【5SC】</p>
<p><input type="checkbox"/> 各種年金を受給している方</p> <p>以下の①または②の方法で住所変更の手続きが必要か確認してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①市民課の窓口で確認する ②基礎年金番号がわかるものを用意し年金事務所に電話で確認する 	<p>1階9番 市民課 《直通》027-898-6254 【4支所】 前橋年金事務所(お客様相談室) 《直通》027-231-1709</p>
<p><input type="checkbox"/> 海外から転入された方</p> <p>日本に住所を置く20歳以上60歳未満の方で、国民年金に加入される方は手続きをしてください。また、海外任意加入中の方が転入されたときも、手続きをしてください。</p>	<p>1階9番 市民課 《直通》027-898-6254 【4支所】</p>

国民健康保険

<p><input type="checkbox"/> 国民健康保険の加入者</p> <p>新住所へ次の書類を郵送します。 マイナ保険証をお持ちの方・資格情報のお知らせ マイナ保険証をお持ちでない方・資格確認書</p>	<p>2階21番 国民健康保険課 027-898-6250 (音声ガイダンス導入中)</p>
<p><input type="checkbox"/> 国民健康保険限度額適用（・標準負担額減額）認定証をお持ちの方</p> <p>必要な方は手続きをしてください。 《必要なもの》 ①国民健康保険被保険者証（兼高齢受給者証）又は国民健康保険資格確認書 ②世帯主の本人確認書類</p>	<p>2階22番 国民健康保険課</p>
<p><input type="checkbox"/> 国民健康保険特定疾病療養受療証をお持ちの方</p> <p>必要な方は手続きをしてください。 《必要なもの》 ①国民健康保険被保険者証（兼高齢受給者証）又は国民健康保険資格確認書 ②医師の意見書又は前住所地で交付されていた特定疾病療養受療証 ③来庁者の本人確認書類</p>	<p>027-898-6249 (音声ガイダンス導入中) 【4支所】</p>
<p><input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証をお持ちの方（70歳～74歳）</p> <p>国民健康保険に加入されている70～74歳の方は、国民健康保険被保険者証（兼高齢受給者証）又は国民健康保険資格確認書を持参し、手続きをしてください。</p>	<p>2階22番 国民健康保険課 027-898-6249 (音声ガイダンス導入中) 【5支所】【5SC】</p>

福祉医療

<p><input type="checkbox"/> 福祉医療（子ども、ひとり親家庭、重度心身障害者の方）</p> <p>医療費助成の手続きをしてください。原則、申請した日から医療費助成が認定になります。 《必要なもの》 ①マイナンバーカード又は資格確認書、健康保険証等 ②交付状況証明書（前住所が県内の場合のみ） 《対象者》 ・子ども医療：高校卒業（18歳）までの子ども ・ひとり親家庭：高校卒業（18歳）までの子どもを扶養している方とその子ども（所得制限あり） ・重度心身障害者：身体障害者手帳1、2級、療育手帳A判定、障害年金1級等に該当する方 ※高校卒業（18歳）までの子どもとは、18歳に達する年度の3月31日までの間にある方のことを指します。 ※ひとり親家庭、重度心身障害者は、上記のほかにも必要なものがあります。事前にお問い合わせください。</p> <p>子ども医療の申請は、お持ちのスマートフォン等から電子申請ができます。 電子申請用URL https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/kenko/kokuminkenkohoken/gyomu/2/1/31708.html</p>	<p>2階24番 国民健康保険課 福祉医療係 《直通》027-257-0680 【4支所】</p> <p>※子ども医療のみ 【城南支所】【5SC】</p> <div data-bbox="1241 1608 1423 1794" style="text-align: center;">  </div> <p>電子申請用二次元コード</p>
--	---

後期高齢者医療

<p><input type="checkbox"/> 後期高齢者医療の加入者（75歳以上または65～74歳で一定の障害がある方）</p> <p>加入手続きをしてください。手続き後、後期高齢者医療資格確認書を郵送交付します。</p> <p>《必要なもの》</p> <p>①後期高齢者医療負担区分証明書 ②来庁者の本人確認書類</p> <p>※後期高齢者医療被保険者証又は資格確認書の交付を受けていた65歳～74歳までの方は、後期高齢者医療障害認定証明書も持参してください。</p>	<p>2階23番 国民健康保険課 027-898-6253（音声ガイダンス導入中） 【5支所】【5SC】</p>
<p><input type="checkbox"/> 資格確認書任意記載事項併記申請について</p> <p>資格確認書に適用区分などの任意記載事項の併記を希望する方は手続きをしてください。手続き後、記載した資格確認書を郵送交付します。</p> <p>《必要なもの》</p> <p>①後期高齢者医療被保険者証又は後期高齢者医療資格確認書 ②来庁者の本人確認書類</p>	
<p><input type="checkbox"/> 入院日数届について</p> <p>申請日から過去12か月で区分Ⅱの適用を受けてから、入院日数が90日を超えている場合、届出ができます。手続き後、長期入院該当日を記載した資格確認書を郵送交付します。</p> <p>《必要なもの》</p> <p>①後期高齢者医療被保険者証又は後期高齢者医療資格確認書 ②来庁者の本人確認書類 ③入院期間の領収書</p>	
<p><input type="checkbox"/> 後期高齢者医療特定疾病療養受療証について</p> <p>受療証が必要な方は手続きをしてください。手続き後、後期高齢者医療資格確認書と一緒に郵送交付します。</p> <p>《必要なもの》</p> <p>①後期高齢者医療被保険者証又は後期高齢者医療資格確認書 ②来庁者の本人確認書類</p> <p>※前住所地で受療証が交付されていた方は、受療証または特定疾病証明書をお持ちください。 ※初めて申請する場合は、特定疾病に関する医師の意見書等をお持ちください。</p>	

介護保険

<p><input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証（65歳以上の方と、前住所地で40～64歳で被保険者証の交付を受けていた方）</p> <p>転入手続き後、被保険者証を発行いたします。 なお、住民基本台帳に登録後でないとは手続きができません。</p>	<p>2階37番 介護保険課 《直通》027-898-6158 027-898-6159 【5支所】【5SC】</p>
<p><input type="checkbox"/> 要介護認定を受けていた方と申請中の方</p> <p>新住所地に転入した日から14日以内に手続きをしてください。 なお、住民基本台帳に登録後でないとは手続きができません。</p> <p>《必要なもの》 ①提出者の本人確認ができるもの ②（40歳～60歳の方）健康保険証又はそのコピー</p> <p>※介護保険負担割合証は、前住所地から所得を確認したうえで後日送付します。</p>	<p>2階37番 介護保険課 《直通》027-898-6155 027-898-5863 【4支所】</p>
<p><input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証の交付を受けていた方</p> <p>必要な方は、負担限度額認定の申請の手続きをしてください。 なお、住民基本台帳に登録後でないとは手続きができません。</p> <p>《必要なもの》</p> <p>①提出者の本人確認ができるもの ②利用者とその配偶者のすべての預貯金通帳</p>	<p>2階37番 介護保険課 《直通》027-898-6157 027-898-3129 【4支所】</p>

こども

<p><input type="checkbox"/> 児童手当(公務員を除く)</p> <p>転入届提出後、前住所地からの転出予定日の翌日から15日以内に児童手当の手続きをしてください。</p> <p>《必要なもの》</p> <p>①請求者名義の普通預金通帳 ②3歳未満を養育している公務員共済加入の方は健康保険証 ③請求者及び配偶者のマイナンバーを確認するための書類 (児童の住所が市外の場合、児童の分も必要となります) ※その他状況によって必要な書類が生じることもあります。詳しくはお問い合わせください。</p>	<p>2階25番 児童手当担当窓口 保健センター2階 こども支援課 《直通》027-220-5701 【5支所】【5SC】</p>
<p><input type="checkbox"/> 児童扶養手当</p> <p>前住所地で手当を受給されていた方は新住所地に転入した日から14日以内に手続きをしてください。転入時にひとり親等になられた方も窓口にご相談にお越しください。※本庁2階25番窓口では受付できません。</p> <p>《必要なもの》</p> <p>①前住所地の児童扶養手当証書 ②受給者名義の普通預金通帳 ③受給者と対象児童の保険証 ④借家契約書等の居住の状況の分かる書類 ⑤本人、児童及び同住所の扶養義務者のマイナンバーの分かるもの ※その他状況によって必要な書類が生じることがあります。詳しくはお問い合わせください。</p>	<p>保健センター2階 こども支援課 《直通》027-220-5701 【4支所】</p>
<p><input type="checkbox"/> 母子健康手帳・妊婦一般健康診査受診票・妊婦歯科健康診査受診票・新生児聴覚検査受診票・産婦健康診査受診票</p> <p>転入届提出後、各健診・検査を受診する前に手続きをしてください。 他市町村発行の受診票を前橋市発行の受診票に差し替えます。差し替えの際には未使用の受診票を持参してください。 現在お持ちの母子健康手帳は引き続き使用できます。住所変更の必要はありません。</p>	<p>保健センター2階 こども支援課 《直通》027-212-8337</p>
<p><input type="checkbox"/> 個別健診（1か月児健康診査・3か月児先天性股関節脱臼健康診査・3～4か月児健康診査・9～10か月児健康診査）</p> <p>個別健診に際しては、前橋市が発行する受診票が必要です。受診票は転入手続き後、こども支援課からご自宅へ郵送されます（概ね2週間程度かかります）。 前住所地で発行されたものは使用できませんのでご注意ください。 ※転入後すぐに個別健診を受診される場合は、受診票送付が間に合わない可能性がありますのでお早めにご相談ください。 ※1か月児健康診査において、群馬県外の医療機関で受診する場合は申請が必要になりますのでお問い合わせください。</p>	<p>保健センター2階 こども支援課 《直通》027-220-5703</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>本市HP 乳幼児の健診一覧</p>
<p><input type="checkbox"/> 赤ちゃんに絵本を1冊プレゼントしています。(ブックスタート事業)</p> <p>こども支援課の“こんにちは赤ちゃん事業（生後4か月まで）”で配布している「絵本引換券」に必要事項を記入し、前橋こども図書館へお越しください。引換期限は、1歳6ヶ月を迎えた月の月末までです。 引換券が無い場合には、赤ちゃんの前橋市の住所・氏名・生年月日がわかるもの（福祉医療費受給資格者証など）をご持参ください。なお、月2回土曜日の午後1時から3時まではブックスタートボランティアによる「絵本の引き換え&おはなし会」を開催しています。詳しくは、開館時間内にお問合せください。</p> <p>https://www.city.maebashi.gunma.jp/library/0/kids/Bookstart/17766.html</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>ブックスタート (二次元コードからご覧ください。)</p>	<p>こども図書館 《電話》027-230-8833 《開館時間》10:00～18:00 《休館日》第4水曜日（祝日の場合は翌日）、6月12月の第1月曜日、年末年始、特別整理期間 https://www.city.maebashi.gunma.jp/library/index.html</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>図書館HP</p>
<p><input type="checkbox"/> 保育所(園)・認定こども園等に通っている(通う予定の方)</p> <p>保育施設へ入所するための申し込みが必要になります。また、転入前から入所している保育施設を継続して利用する場合も申し込みが必要になります。詳しくはこども施設課までお問い合わせください。</p>	<p>保健センター2階 こども施設課 《直通》027-220-5705</p>

【4支所】…大胡・宮城・粕川・富士見 【5支所】…4支所+城南 【5SC(サービスセンター)】…上川淵・桂萱・東・元総社・南橋

<p><input type="checkbox"/> 認可外保育施設、預かり保育施設等の保育サービスを利用している（利用する予定）の方</p> <p>利用料の補助を受けられる場合があります。また、転入前から利用料の補助を受けている場合には継続するための申請が必要になります。詳しくはこども施設課までお問い合わせください。</p>	<p>保健センター2階 こども施設課 《直通》027-220-5706</p>
<p><input type="checkbox"/> 障害児通所支援サービス・障害福祉サービスを利用していた方</p> <p>転入後も障害児通所支援サービス（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援）、障害福祉サービス（短期入所、移動支援、日中一時支援等）を利用する場合には申請が必要です。詳しくは障害福祉課までお問い合わせください。</p>	<p>保健所1階 障害福祉課 《直通》027-220-5712</p>
<p><input type="checkbox"/> 市立の小学校及び中学校への転校手続き</p> <p>転入手続き後、入学通知書を発行いたします。 ※前住所地の学校に引き続き通学する手続きをされた方は、期間の確認がございますので学務管理課へお伝えください。 ※市立以外の学校に通学される方は、学務管理課へその旨をお申し出ください。 ※特別な事情によりお住いの学区外の学校に入学を希望する場合は、学務管理課へご相談ください。</p>	<p>10階 学務管理課 《直通》027-898-5812 【4支所】</p>

障害福祉サービス、特定医療費受給等

<p><input type="checkbox"/> 身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方</p> <p>転入届提出後、住所変更の手続きをしてください。 《必要なもの》 ①身体障害者手帳又は療育手帳 ②印鑑 ③写真（群馬県以外の療育手帳をお持ちの方のみ）④マイナンバーを確認するための書類 ※障害福祉サービス（障害者・障害児）や手当等各種サービスを前住所で受けていた方は手続きが必要です。詳しくはお問い合わせください。</p>	<p>保健所1階 障害福祉課 《直通》027-220-5711 027-220-5712 【4支所】</p>
<p><input type="checkbox"/> 自立支援医療(育成医療・更生医療)の給付を受けている方</p> <p>転入届提出後、住所変更の手続きをしてください。 《必要なもの》 ①自立支援医療受給者証 ②健康保険証 ③マイナンバーを確認するための書類</p>	<p>保健所1階 障害福祉課 《直通》027-220-5711 027-220-5712</p>
<p><input type="checkbox"/> 心身障害者扶養共済制度に加入している方</p> <p>転入届提出後、住所変更の手続きをしてください。 《必要なもの》 ①加入証書又は年金証書 ②（受給者の方）共済年金振込先通帳 ※その他状況によって必要な書類が生じることもあります。詳しくはお問い合わせください。</p>	<p>保健所1階 障害福祉課 《直通》027-220-5714</p>
<p><input type="checkbox"/> 特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方</p> <p>群馬県内から転入された方は、前住所での受給者証を持参して、変更届（窓口にあります）を提出してください。 群馬県外から転入された方は、前住所での受給者証を持参して、申請書（窓口にあります）を提出してください。 《必要なもの》 世帯構成や加入医療保険によって異なります。保健予防課難病支援係までお問い合わせください。</p>	<p>保健所1階 保健予防課 《直通》027-220-5785</p>
<p><input type="checkbox"/> 小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方</p> <p>前住所での受給者証を持参して、申請書（窓口にあります）を提出してください。 《必要なもの》 世帯構成や加入医療保険によって異なります。保健予防課難病支援係までお問い合わせください。</p>	
<p><input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方・自立支援医療(精神通院医療)の給付を受けている方</p> <p>転入届提出後、お持ちいただくもの等については、保健予防課こころの健康係までお問い合わせください。※障害福祉サービスを前住所で受けていた方は、手続きが必要となることがあります。詳しくはお問い合わせください。</p>	<p>保健所1階 保健予防課 《直通》027-220-5787</p>

健康診査受診等

<input type="checkbox"/> 成人健康診査受診シール（がん検診等） 今年度、前住所地で未受診の健(検)診については、対象の受診シールを発行しますので、お問い合わせください。なお、住民基本台帳に登録後でないと発行できません。	保健センター3階 健康増進課 《直通》027-220-5784
<input type="checkbox"/> 各種予防接種について 予防接種に際しては、前橋市が発行する予診票が必要です。前住所地で発行されたものは使用できませんのでご注意ください。 ○こどもの予防接種予診票 転入時に5歳未満のお子さまの予診票は、転入手続き後、子ども支援課から郵送されます（概ね2週間程度かかります）。 転入時に5歳以上のお子さまについては、保健予防課予防接種係にお問い合わせください。 ○大人の予防接種予診票 風しん追加的対策、高齢者肺炎球菌、高齢者インフルエンザ、高齢者新型コロナの予診票については、保健予防課予防接種係にお問い合わせください。	保健所2階 保健予防課 予防接種係 《直通》027-212-3707 保健センター2階 子ども支援課 子ども健診係 《直通》027-220-5703
<input type="checkbox"/> 飼い犬の登録 前住所での鑑札を持参して、飼い犬の住所変更の手続きをしてください。 前橋市の鑑札と交換します。	保健所2階 衛生検査課 《直通》027-220-5777 【4支所】

水道

<input type="checkbox"/> 水道の使用開始について 水道の使用開始の手続きをしてください。 ※ご連絡していただく内容は、使用開始日・使用者の氏名・住所・電話番号等です。 ※前橋市水道事業給水条例が給水契約の内容となります。給水条例は前橋市ホームページをご覧ください。 https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/suidokyoku/keieikikaku/qyomu/1/2/4386.html	水道局1階 お客様センター 《直通》027-898-3300 市役所2階36番 水道局窓口 027-224-1111《内線》3200 インターネット（24h手続き可能） 左記二次元コードまたは本市HP
---	---



ごみ・市営墓地ほか

<input type="checkbox"/> ごみ収集カレンダーの配布 該当する地区の、ごみ収集カレンダーを配布します。 ごみ分別アプリでも確認できます。 二次元コードからダウンロードできます。	2階26番 ごみ政策課 《直通》027-898-6272
<input type="checkbox"/> 125cc以下のバイク・特定小型原動機付自転車（電動キックボード） 登録の手続きをしてください。 《必要なもの》 転出した市区町村が発行した廃車証明書（又はナンバープレートと車台番号を確認できるもの）	2階34番 市民税課 《直通》027-898-5842 【5支所】
<input type="checkbox"/> 既に前橋市市営墓地を使用している方 住所変更届及び使用許可書再交付申請書（窓口にあります）を提出してください。なお、郵送でのお手続きも可能です。	8階 公園緑地課 《直通》027-898-6845
<input type="checkbox"/> その他 ガス、電気、電話、NHK、銀行、車の車検証等の変更が必要になりますのでご注意ください。詳しくはお問い合わせください。	

家庭用・資源ごみ分別ガイドブック をご利用ください



前橋市のごみの捨て方や分別方法を掲載した「家庭用資源・ごみ分別ガイドブック」を、ごみ政策課（市役所2階26番）や各支所・市民サービスセンター、各コミュニティセンター、元気21まえばし証明サービスコーナーで配布しています。

また、下記URLからダウンロードすることができます。

https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/kankyo/gomi/seisaku/gyomu/2_2/2603.html

※スマートフォンをご利用の方は、右の二次元コードからもご利用いただけます。

※ごみ分別アプリ「さんあ〜る」でも確認できます。



ごみを出す前に準備しておきましょう

① ごみ集積場所の位置を確認する

ごみは、お住まいの地域の決められたごみ集積場所に、マナーを守って出しましょう。ごみ集積場所が分からないときは、自治会や不動産屋に確認するか、ごみ収集課に問い合わせてください。



② ごみの市指定袋を用意する

ごみは、市指定袋に入れて出してください。前橋市の指定袋の図柄は1種類のみで、市内のスーパーやドラッグストア等で購入できます。※販売価格は店舗により異なります。



※「可燃ごみ用の袋」、「不燃ごみ用の袋」といった、指定袋の種類分けはありません。

※中身はきちんと分別してください。

ごみについての問い合わせ先

【ごみの分別方法について】 市役所2階26番 ごみ政策課	【ごみ集積場所の管理について】 西部清掃事務所 ごみ収集課
027-898-6272 (直通)	027-253-1009 (直通)



証明書も便利にお得！

市民課証明文付係 (TEL.027-898-6114)
所得・課税証明書については市民税課 (TEL.027-898-6202)

近くのコンビニなどで各証明書の
取得ができます

全国のコンビニエンスストア等に設置されているキオスク端末(マルチコピー機)で午前6時30分から午後11時まで(ただし、年末年始・機器メンテナンス日等を除く)、住民票、印鑑登録証明書、所得・課税証明書を窓口より250円安い1通100円で取得できます。



スマホから
簡単アクセス



保険証にもなる！ 要申込

国民健康保険課 (TEL.027-898-6250)

健康保険証としてご利用できます

事前に健康保険証利用の登録を済ませたマイナンバーカードは、カードリーダーが設置された医療機関等では、健康保険証としてご利用できます。



スマホから
簡単アクセス



移動困難者支援！ 要申込 登録要件有

交通政策課 (TEL.027-898-5844)

マイタク(でまんど相乗りタクシー)を
ご利用できます

高齢者や障害者等の移動困難者対策として、市内のタクシー運賃の一部を前橋市が支援します。ご利用には事前登録が必要です。



スマホから
簡単アクセス



子育てアプリも！

未来政策課 (TEL.027-898-6513)

お子さんの健診や予防接種の記録を
ご確認できます

お子さんの定期健診や予防接種の記録が自動連携される子育てアプリ「OYACO plus」を提供しています。健診データ等の自動連携には、マイナンバーカードの連携が必要です。



スマホから
簡単アクセス



めぶくPayで買い物もお得に！

にぎわい商業課 (TEL.027-210-2188)

前橋市内限定でご利用いただける

スマホで使えるキャッシュレス決済サービスです。めぶくPayは、市内の1300店舗以上のお店で利用でき、3%のポイント還元が受けられます。(2024年10月時点) ご利用には、スマホにアプリをダウンロードの上、マイナンバーカードとの連携またはメールアドレスだけで簡単に登録できます。



スマホから
簡単アクセス



マイナンバーカードの申請についてのお問い合わせは市民課マイナンバーカード係 (TEL.027-898-6101)

「前橋市暮らしのガイドブック」

をご利用ください

本市の観光情報や行政情報、
生活情報などをまとめた

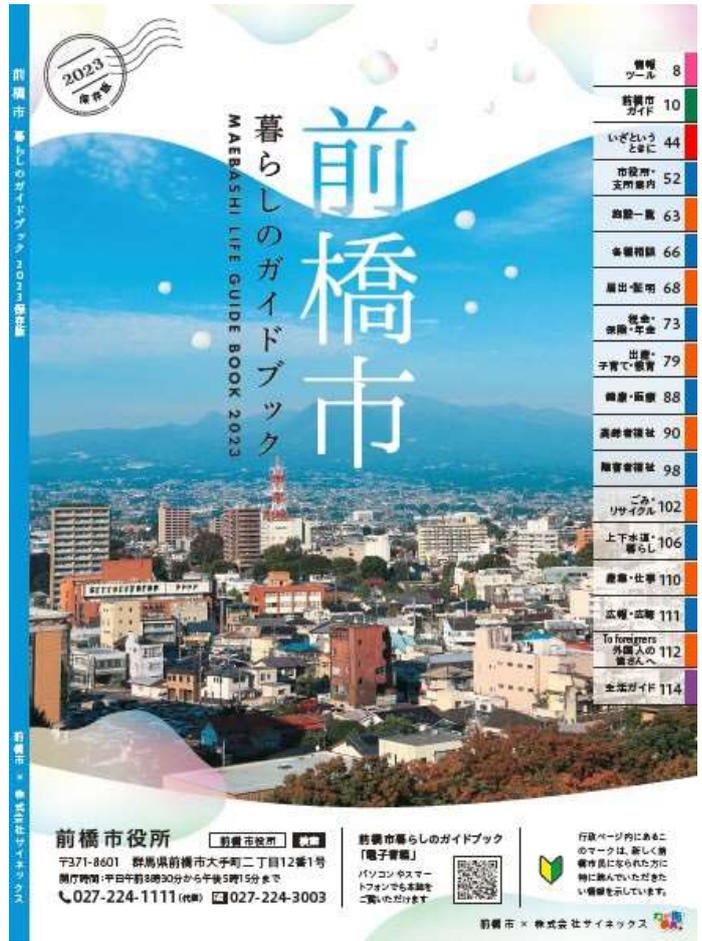
「前橋市暮らしのガイドブック」
を発行しています。

配布場所

- ・市役所1階 市民課
- ・各支所・市民サービスセンター



前橋市ホームページでも公開しています。



※表紙のデザインは2023版です。



問い合わせ

秘書広報課広報係 ☎ 027-898-5847

「健康のしおり」をご利用ください

「健康のしおり」はインターネット上の下記URLからご覧いただけます。

<https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/kenko/kenkozoshin/gyomu/4/2/2/3975.html>

※スマートフォンをご利用の方は二次元コードからもご覧いただけます。⇒

なお、年度末年齢40歳以上の男女には該当のがん検診等、20～30代女性は子宮頸がん検診（前年度未受診者のみ）の受診シール等を6月中旬に郵送します。

また、歯科健診は20,25,30,35,40,45,50,55,60,65,70歳の男女にも送付します。

健診(検診)の詳細・未着の場合等は、健康のしおりp.17～19をご覧ください。



※下記の内容がリンク先にデジタルブック・PDFファイルで掲載されていますのでご覧ください。

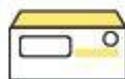
令和6年4月1日～令和7年3月31日

健康のしおり

令和6年度

もくじ

	ページ
健康まえばし21・元気まえばし食育プラン	1～5
福祉医療（医療費助成）・がん患者支援（アピアランスサポート等）	6
妊娠・こどもの健康（健診・相談・予防接種）	7～13
おとなの健康（予防接種・健康相談・健診・歯科・がん検診等）	14～19
精神保健・難病（小児慢性）・エイズ・感染症	20
医療機関一覧	21～29
救急医療情報	30



令和6年度前橋市健診・歯科・がん検診等受診シール
6月中旬郵送予定 封筒は白地に黄色です

消防救急無線・119番緊急通報以外の連絡先・30ページもご確認ください

◎深夜（0時以降）等の急病時は 救急病院案内テレホンサービス（24時間体制）
電 話（027）221-0099

◎お子さんを受診させたほうがいいか迷ったときは こどもの急病「子ども医療電話相談」
#8000（携帯電話からの利用もできます）

IP電話、ダイヤル回線等をご利用の方は携帯電話からおかけください。
受付時間 月～土曜日：午後6時～翌日午前8時、休日・年末年始：午前8時～翌日午前8時
対 象 15歳未満のお子さんの保護者等



前橋市

前橋市ホームページ
<https://www.city.maebashi.gunma.jp/>

「さーちずまえばし」をご利用ください

「さーちずまえばし」は、市の施設のほか、学区や避難所など生活に密着した情報から、都市計画用途地域、道路台帳平面図など、事業者の方が必要な情報まで、市の様々な地図情報をインターネット上で閲覧できるシステムです。

「さーちずまえばし」は下記URLからご利用いただけます

<http://searchizu-maebashi.geocloud.jp/webgis/?p=1>

※スマートフォンをご利用の方は二次元QRコードからもご利用いただけます。



≪掲載情報の一例≫

子育て

『保育所（園）・幼稚園認可外保育施設等』『小学校・小学校区』『中学校・中学校区』等

福祉

『介護保険施設』『養護・軽費老人ホーム』等

安全・安心

『防災マップ』『交通事故多発地域』『防災協力事業所』

観光・文化

『観光スポット』『T-1グランプリ入賞店』『上毛かるたマップ』等

都市計画 道路

『都市計画区域』『用途地域等』『防火地域・準防火地域』『道路台帳平面図』等

上記はあくまで一例です。これ以外にも、様々なお役立ち情報を掲載しています。



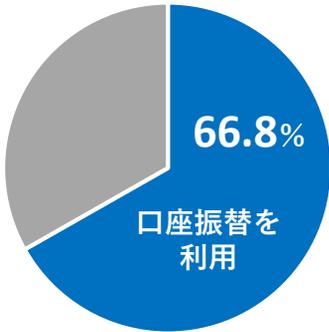
水道料金は

便利な口座振替へ



手数料は不要！

3ステップで簡単登録！



前橋市では **66.8%** のお客様が
便利な**口座振替**をご利用中
です。（※令和3年8月末時点）

こんな方におすすめです

仕事が忙しくて
支払いを忘れて
しまった…



子どもが小さくて
あまり外出
できない…



支払いに行く手間が省け、時間を有効に使えます！

うっかりミスを防止！

- Q. 口座にお金を入れ忘れてら、
結局支払いに行かないといけないの？
- A. 引き落としができなかった場合は、
翌月に一度だけ再引き落としします



コロナ対策にも◎

口座振替登録完了後は
自動引き落としのため、
店頭支払い時よりも
感染リスクを減らせます

市内転居時の継続も簡単♪

前橋市内での転居の場合には、**口座振替を継続することも可能**です

簡単3ステップ！ご登録の流れは裏面をご覧ください

簡単3ステップ！口座振替ご登録までの流れ

STEP 1



口座をお持ちの
金融機関へ

前橋市内に本支店のある銀行に口座をお持ちであれば、
どの金融機関でも登録が可能です！
(ゆうちょ銀行でも登録可能です)

お持ちいただくものは3つだけ！

- ①「水道使用量等のお知らせ」または「納入通知書」
- ②預金（貯金）通帳
- ③印鑑（通帳届出印）

STEP 2



その場で申込用紙に
必要事項を記入

Q. 書くことが多くて大変ではないですか？

A. ご記入いただくのは、市内の各金融機関にご用意
しております申込用紙1枚でOKです！記入例を参
考に、氏名・住所・電話番号・口座情報・お客様番
号(※)のご記入と、ご捺印で完了します。

※お客様番号は「水道使用量等のお知らせ」または「納入通知
書」に記載されています。

STEP 3



そのまま窓口へ提出

申込書のご提出から口座振替の登録完了までは、
約1か月かかります。
登録完了までは納付書でのお支払いとなりますが、
二重に請求されることはありません。

口座振替の登録完了後は、検針票に「今回の引き落とし
日(※)」 「前回の引き落とし領収書」を記載いたします。

※引き落とし日の目安：検針月の翌月10日(土日祝の場合は翌営業日)

お問い合わせ先

TEL 027-898-3300 (代)

前橋市水道局お客様センター

(委託法人：株式会社ジーシーシー自治体サービス)

月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

※土・日・祝日は受け付けておりませんのでご注意ください。

前橋プラザ元気21 証明サービスコーナー

土曜日・日曜日・祝日も午後7時まで開設しています！

【取扱証明書】

次ページ取扱証明書一覧のとおり

なお住民異動届は、平日及び土曜日の預かりのみです。

前日までの電話予約制で、預かりには条件があります。

預かり条件につきましては、電話予約時に詳しくご案内します。

【開設時間】

午前10時から午後7時まで

※休業日 年末年始、システム点検等は、お休みします。

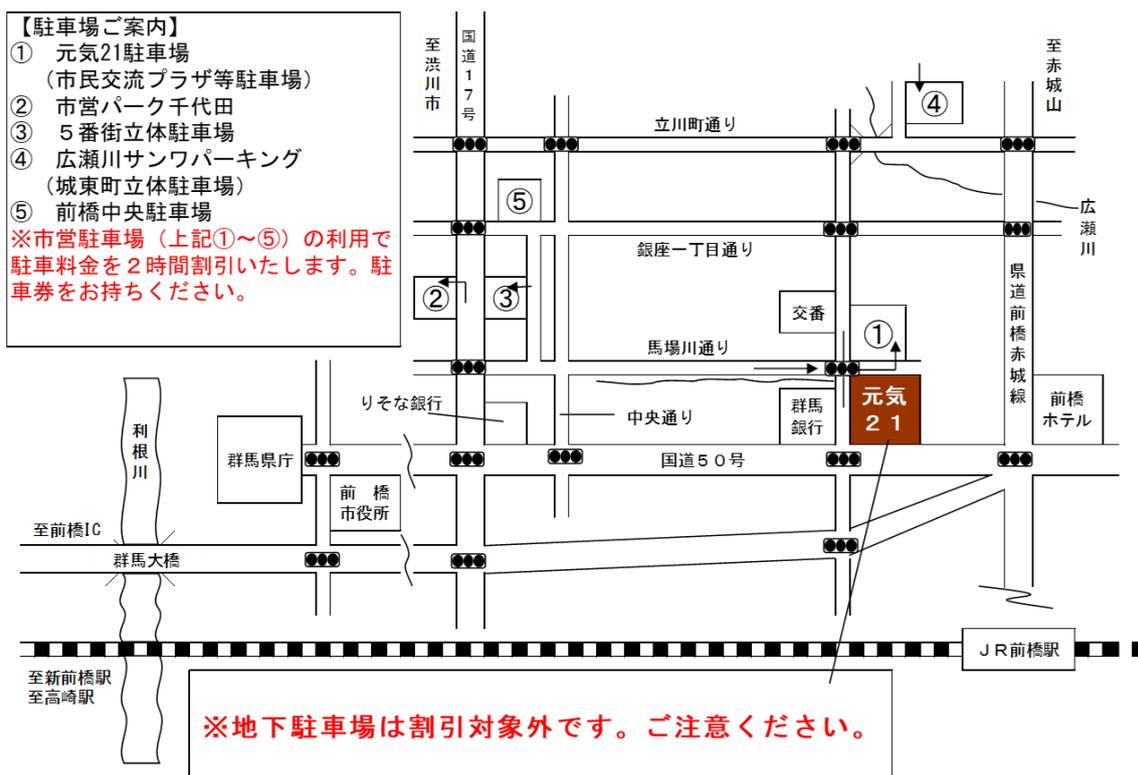
【問い合わせ先】

証明サービスコーナー

電話：027-210-2279

【所在地】

前橋市本町二丁目12番1号 前橋プラザ元気21 1階西側



☆証明サービスコーナーの取扱証明書一覧☆

市民課関係（市役所市民課・各支所・市民サービスセンター等の窓口と一部取り扱い証明書が異なります。）

証明書の種類	手数料（1通）
住民票の写し（世帯全員または一部）及び住民票の除票	350円
住民票記載事項証明書	350円
印鑑登録（代理人での申請及び官公署発行の顔写真付き身分証明書をお持ちでない方の本人申請はできません。また登録したい印鑑を必ずご持参ください。）	350円
印鑑登録証明書（印鑑登録証が必要です。）	350円
戸籍全部・個人事項証明書（戸籍謄本・抄本） 注1	450円
除籍全部・個人事項証明書（除籍謄本・抄本）及び改製原戸籍 注1	750円
戸籍の附票の写し 注1	350円
身分証明書・独身証明書 注1	350円
住民異動届（一部）の受付（前日までの電話予約制 予約受付時間：平日10時～17時15分） （日曜・祝日は除く。取り扱いのできないものがありますのでお問い合わせください。）	

注1 本籍地が前橋市のもののみ発行可能です。
また、データ化されていないものは発行できません。

【申請等に必要なもの】

- ①本人確認書類（マイナンバーカード、免許証、パスポート等）
- ②代理人（前橋市に住民登録がある同一世帯の親族を除く）は「委任状」
※本人の自署が確認できない時など、押印を求める場合があります。

【注意事項】

- ・戸籍の届出、広域住民票及び広域戸籍の請求、マイナンバーカード関係の手続きはできません。
- ・一部の届出や申出により交付できない場合があります。

税証明関係（市役所、各支所・市民サービスセンター等税証明窓口とは一部取り扱い証明書が異なります。）

証明書の種類	発行可能年度（課税年度）	手数料（1枚）
課税（非課税）証明書	令和6年度（所得は令和5年分） ～平成29年度（所得は28年分）	350円
（法人）所在証明書	直近	
固定資産評価証明書（一般用）注2	現年度 注4	350円
固定資産税課税明細書	現年度 注5	無料
納税証明書 注3	令和6年度～令和元年度	350円
完納証明書（未納税額のない証明） 注3	未納税額のない場合に発行	350円
軽自動車税継続検査用納税証明書 注3	現年度 ※完納時	無料
国民健康保険税納付確認書（社会保険料控除用）	令和6年～令和元年支払分	無料
介護保険料納付確認書（税申告用）		
後期高齢者医療保険料納付確認書（社会保険料控除用）		

発行可能年度は令和6年12月9日時点

注2 近傍土地の参考評価額は記入できません。

注3 納税されて間もないうち（1～2週間程度）に申請される場合、領収書（口座引き落としの場合は記帳された通帳）をお持ちください。

注4 賦課期日（1月1日）以降に所有者となった方は、現在所有者であることの証として登記簿謄本の写し（請求日から1年以内に発行されたもの）での確認が必要になります。

注5 賦課期日（1月1日）以降に所有者となった方には、発行できません。

【申請等に必要なもの】

- ①本人確認書類（マイナンバーカード、免許証、パスポート等）
- ②代理人（前橋市に住民登録がある同一世帯の親族を除く）は「委任状」
- ③相続人の場合は相続人であることが確認できる書類

【注意事項】

- ①法人についての証明書を申請される場合、代表者印を押印した委任状が必要です。
- ②課税資料のない人（所得申告をしていない人）などは、発行できません。
- ③一部の届出や申出により交付できない場合があります。
（共有資産の証明の場合、共有員のどなたかの申出や届出の場合も同様です。）
- ④所有者本人以外の申請の場合、交付できない場合があります。

前橋市外国人相談窓口

- 言葉 : ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、ベトナム語
- 場所 : 前橋市役所 2階 外国人相談カウンター (39番)
- 曜日 : 月曜日、木曜日 (祝日・年末年始はお休みです)
- 時間 : 月曜日 13:00から17:00まで
木曜日 9:00から13:00まで
- 電話 : 027-898-5965 内線2965 : 窓口の時間のみ

Aconselhamento para Estrangeiros

Português / ポルトガル語

- Local : 2º piso da Prefeitura de Maebashi, de frente ao setor No. 39
- Horário : Segundas-feiras das 13:00~17:00hs, Quintas-feiras das 9:00~13:00hs
- Telefone: 027-898-5965 (discagem direta, somente no horário acima mencionado)

Servicio de consultas para Extranjeros

Español / スペイン語

- Lugar : 2do piso de la Municipalidad de Maebashi mostrador de consultas para extranjeros (# 39)
- Horario : lunes 13:00~17:00, jueves 9:00~13:00
- Teléfono: 027-898-5965 (línea directa sólo en el horario de atención)

Counselling Service for Foreigners

English / 英語

- Place : Maebashi City Office 2F, counseling corner (No.39)
- Hours : 13:00~17:00 on Monday, 9:00~13:00 on Thursday
- TEL : 027-898-5965 (directly, only during the hours mentioned above)

中文咨询窗口

中文 / 中国語

- 地点 : 前橋市役所 2楼 外国人咨询窗口 (39号窗口)
- 時間 : 毎星期一 13:00~17:00、毎星期四 9:00~13:00
- 电话 : 027-898-5965 (直拨。只限于上述时间内)

QUẦY TƯ VẤN DÀNH CHO NGƯỜI NƯỚC

Tiếng Việt / ベトナム語

- Ngôn ngữ: tiếng Bồ Đào Nha, tiếng Tây Ban Nha, tiếng Anh, tiếng Trung Quốc, tiếng Việt Nam
- Địa điểm : Quầy tư vấn dành cho người nước ngoài tại tầng 2 của Ủy Ban Nhân Dân Thành Phố Maebashi (quầy 39)
- Ngày: Thứ 2, thứ 5 (nghỉ tết và lịch đỏ)
- Ngày, giờ : Thứ 2 Buổi chiều từ 13 giờ đến 17 giờ, Thứ 5 Buổi sáng từ 9 giờ đến 13 giờ
- Điện thoại : 027 - 898 - 5965 (gọi trực tiếp) Chỉ áp dụng trong thời gian trên

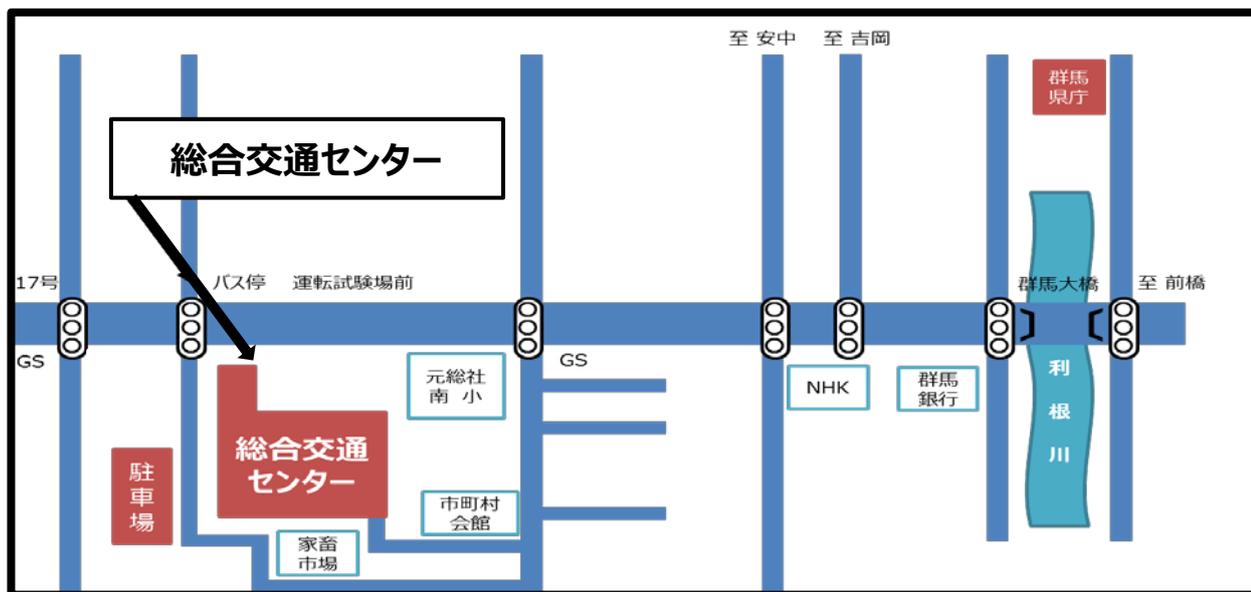
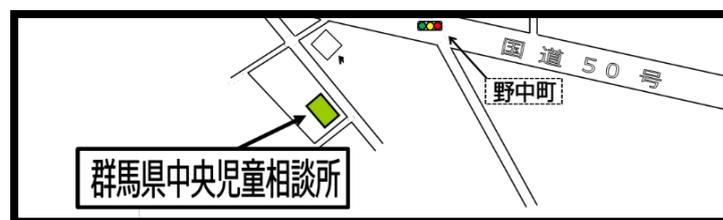
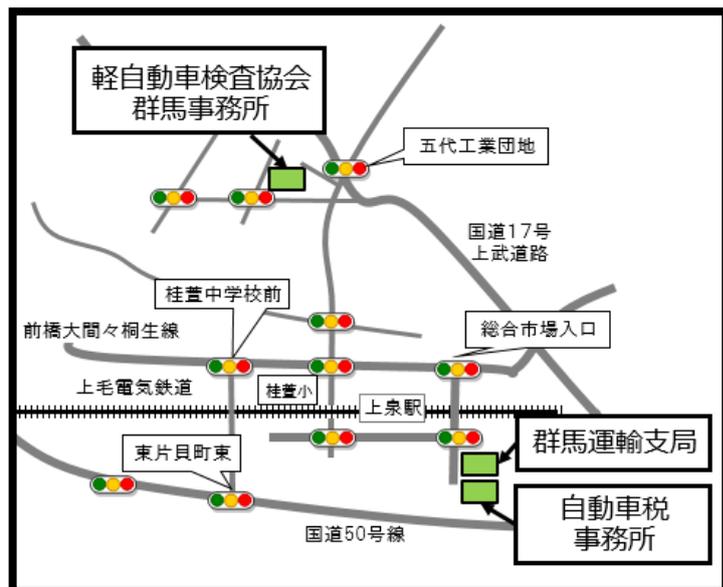
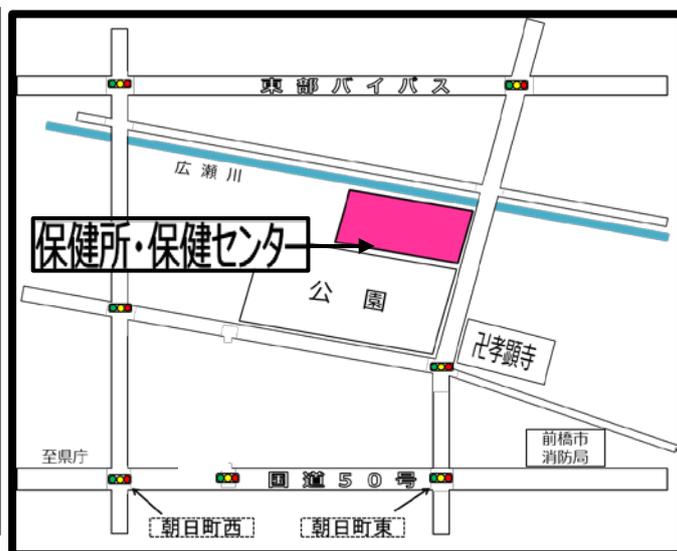
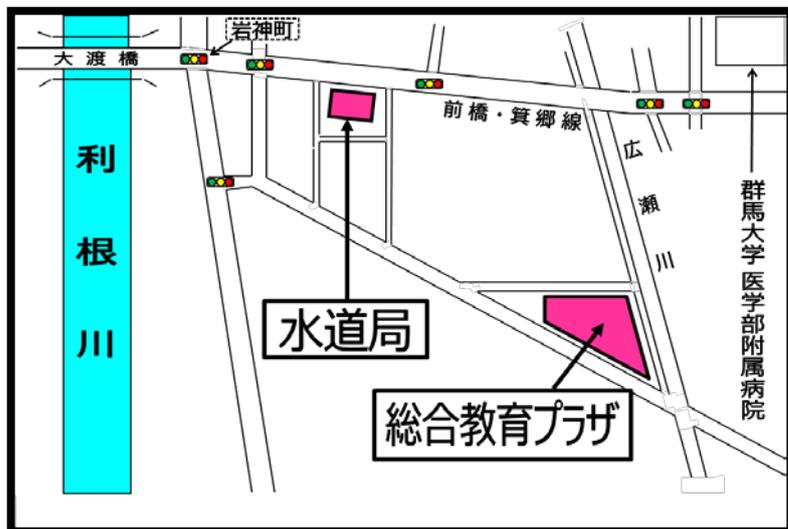
各種相談窓口のご案内



TONTONのまち
まえばし

名称	受付時間	相談方法	相談窓口
男女共同参画相談	《月～金曜日》 9:00～17:00	電話、面接（面接は電話予約が必要） ハラスメントや家族関係など	議会庁舎1階 共生社会推進課 人権・男女共同参画係 《直通》027-898-6520
DV電話相談	《月～金曜日》 9:00～17:00	電話（面接は電話予約が必要） DV（配偶者などからの暴力）に関する相談	《直通》027-898-6524
消費生活相談	《月～金曜日》 9:00～17:00	電話、面接（面接は電話予約が必要） 悪質商法や契約でのトラブル、多重債務などに関する 相談	議会庁舎1階 共生社会推進課 消費生活センター 《直通》027-898-1755
母子父子相談	《月～金曜日》 9:00～17:00	電話、面接（面接は電話確認が必要） 母子父子家庭および寡婦の方の各種相談など （母子父子自立支援員応対）	保健センター2階 子ども支援課 《直通》027-220-5701
家庭児童相談	《月～金曜日》 8:30～17:15	電話、面接（面接は電話予約が必要） お子さんについての悩み各種相談	保健センター2階 子ども支援課 《直通》027-223-4148
子どもの発達に 関する相談	《月～金曜日》 8:30～17:15	電話、面接（面接は電話予約が必要） 子どもの発達、ことば、体や手先の使い方など	子ども発達支援センター 保健センター1階 子ども支援課 《直通》027-220-5707
青少年教育相談	《月～金曜日》 10:00～17:00	電話、メール、面接（面接は電話予約が必要）	総合教育プラザ相談室 《直通》027-230-9090 《メールアドレス》 kyoiku-soudan @city.maebashi.gunma.jp
教育費に関する相談	義務教育費用でお困りの方、又は就学援助制度のご相談は各学校へ		各学校
一般相談	《月～金曜日》 8:30～17:15	電話・面接（職員による相談） 日常生活における困り事、相談、問い合わせ	議会庁舎1階 市民協働課 市民相談提案係 《直通》027-898-6100
行政書士相談	《毎月第1月曜日》 13:00～16:00	面接（行政書士） 官公庁等への提出書類作成相談	
公証相談	《毎月第2月曜日》 13:00～15:00	面接（公証人） 遺言等公正証書作成相談	
法律相談	《毎週火曜日》 13:00～16:00 （祝休日・年末年始・8 月の一部を除く）	面接（弁護士） 相続、離婚、金銭貸借、損害補償など 事前に電話予約を（前週の木曜日午前8時30分 から）	
司法書士・土地家屋 調査士相談	《毎月第2金曜日》 13:00～16:00	面接（司法書士・土地家屋調査士） 相続、不動産登記、土地境界問題相談など	
行政相談	《毎月第3水曜日》 13:00～16:00	面接（行政相談委員） 行政に対する苦情・要望	
こころの相談	《毎月第2・第4水曜日》 13:30～15:00	面接（精神科医） 事前に必ず予約してください。 日程は異なる場合があります。	保健所1階 保健予防課 《直通》027-220-5787
経済的なお困りに 関する相談	《月～金曜日》 8:30～17:15	電話、面接、訪問 経済的なお困りの方への各種相談	市役所1階 社会福祉課内 まえばし生活自立相談センター 《直通》027-898-6890

案内図



前橋市役所 庁内案内図

2階



1階



☎各支所・市民サービスセンターの連絡先（代表）☎

前橋市役所 … 027-224-1111

【支所】

大胡 … 027-283-1111 宮城 … 027-283-2131 粕川 … 027-285-4111

富士見 … 027-288-2211 城南 … 027-268-2111

【市民サービスセンター】

上川淵 … 027-265-0455 桂萱 … 027-261-0111 東 … 027-251-2598

元総社 … 027-251-2243 南橋 … 027-231-2376